古今著聞集

三

2119

古今著聞集巻第三

政道忠臣第三

治世ノ政百法麗然是列君以仁使臣臣以義事君
君不著憂臣臣著忠君臣合新上下和睦者也
延喜聖主佐世ノ時ニ菅大臣菅原
宣旨朝臣等ノ名ハ雄名ハ比文人ニ
願而ハ忠臣ニテ寛平法皇ノ御
ク完ノ先ニ生ル所ノ人ニ
取ル所ノ乾坤ノ間ニテ近臣ノ次ハ別当ハ
天子ノ御ニ任ル所ノ風月ノ興ニ
接ル所ノ

真似ハ仕ル所ノ延喜ノ時天神ノ
ヲ命ジ給ヒシ
遷ル所ノ春風秋月
風月且詩文武
作リ村上ノ帝ノ
ヲ付ケ南淵ノ
ベ世ノ
個ノ
ヲ
ノ月ハ

八位ゆえ位の高下ものの上げまろとへ強盗れ[illegible]
[illegible]れ者ぬ堂殿[illegible]ゆ[illegible]くやうなるもの[illegible]者の人[illegible]
くしてゆ[illegible]ゆ[illegible]れ[illegible]の大納言[illegible]時節
[illegible]袍[illegible]献ゆ[illegible]れ[illegible]の袍[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]時[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ

出同車ゆく二条室町よりあてゝ出て侍りけり
さて後法成寺殿八講よまのせあひそりたる所に車
をひきとゞめて法成寺へ参せられそうろうの程実自
の出たる多は出車れさせたる所の出たる多は出車れ後よ
で打ゝうちする前駆はあひゝうりきうきう無き
ゝ世の人ゆゑ
後二条院時陸方ゝ程左中弁ゆく侍りをそ越て
実政を左中弁ゆゑ侍りをそ越て陸方法橋
つゝあてひられでは法ゆゑ法橋をおりゝきうきを
ひきとゞめさせあひうるにて同院様令式稀ゆゑ

さ宣命にゝうせさせ侍りせをるを資仲にあれゝう後
をゝそやきうせさせゝ侍りめ前ゆゑをそよたりひうるゝ後
バいをそゝかゝハやきせ侍をそや制ゝまいせをるに程
なくうせさせおりまゝにるハその宣命れ世ゝやとそ
人ゝうるゆ補中納言に侍よかれゝく侍るハ人ハ屏風
れゆゝ侍るゝ屏風ハうゆゝ侍ゝうひさのゝうれゝゝうる
なりもゝゝ侍りてうれをたりうる医人れ侍りよ
うゆゝくなりねきゝえあをゝゝ屏風のゆゝにひゝを
あゆゝ侍りうれど実ゝ侍りきうゆゝりゝ侍りや
侍るゝゝや

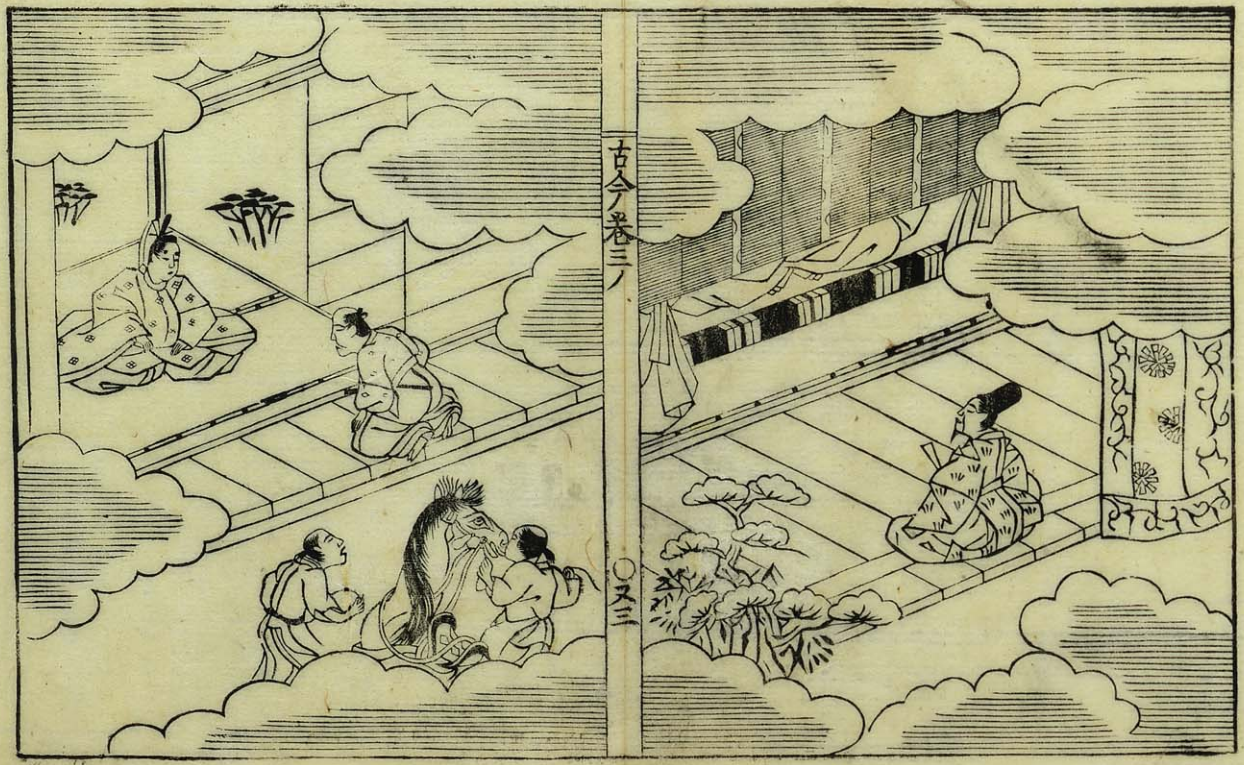

医房中納言ハ左宰相ハ右なりて使よりひれ
しりぞけよ道理をそりぞ申ハ拾遺ハ長き歌う
つ歌ハ申て名ある物ハ又一歌よつをそのぼれる
ふる事の長ハ海をそきり歌ハの長ハ面つくしつき
されど仏神いとれなほハ世人をあく正直なりなり
人いとこの面ハ歌ハ歌ハ心そ仏ハ歌ハそれを悔んが
ゆえよくつをそのぼりきくハ中ひしれ中ひしれ
ふ仏ハ歌ハ市代ハ歌ハ勇ハ歌ハ

寛治八年十月廿日右府斗ハ関白焼亡ハ歌ハ中納
言ハ右中弁ふく仏ハ歌ハ宿仏をそれ歌ハ

いそぎ仏ハ歌ハ中ハ歌ハ爾王ハ歌ハ中ハ歌ハ
まふせそれどもハ歌ハ中ハ歌ハ勅言ハ歌ハ
ハ歌ハ宝物ハ歌ハ中ハ歌ハ中ハ歌ハ秘蔵ハ
歌ハ中ハ歌ハ為ハ歌ハ中ハ歌ハ興ハ歌ハ中ハ歌ハ
ハ歌ハ仏ハ歌ハ中ハ歌ハ早ハ歌ハ中ハ歌ハ
いそぎ歌ハ

法大ハ歌ハ右府中院ハ歌ハ右府ハ歌ハ
保延六年十二月十六日実能任右大臣同年十一月
二日内大臣ハ歌ハ十二月七日雅定任右大臣
治承内大臣ハ歌ハ中院ハ歌ハ

まうにたえぬと辞申されてうせるに常陸法橋
ゐたる所をとゝのゑはらせんと考て色てまづくおさへ
置れたる中院内府のすまひ所の羽目をうつゝ抜戸
させおかれ行るゆゑなれば保延六年十二月廿
六日に院近臣鳥羽の法皇小御堂なりて作下さるゝ
をかくゝ細ゝさしをかせあをれんらくおのゞ世話
をしてこれ歌を作るべしとゝ仰ありけるとぞ
光方延喜村作にて着該政小つきあり
つゝきの頃よりの頃をさしてり時自分湯小むろひくゝ
まりて作るゝ小ゆひとるざりをるゆゑ文大納言兼
しをの頃ひとりく光方の辞状をとりくゝなりをるゝ前
途のまうゞきせとぞいとれけるとにてゞくうせぬり
治承二年六月二日福原よりゆゝ入りあるに同十三
日神の大納言隆季卿新都まて参ゐ侍りをるい
大なる屋のもれくるうゝふゆゆるひきれくるよ
ゆ房わりつゝくされに頻よおくゝ云ゝ中ゝ
よゆ房のいふやうあれしてんやこう治りよ参神ゝの
うをさせあらねすゆくいぞやいひうをれいら驚ぬ
又称ゝうをゝ参の同ゆうにんてゞりゆそれ行ゝそ
次日に新都小寿ゝてお大納言新綱別当時必ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

他人の[illegible]を[illegible]ぶるべきなりとて[illegible]

[illegible]

[illegible]

さるに頼川殿大官殿上人すてはいとをかしう序是小輦車
て為親卿殿上のまへの五郎よりて輦車をたてる序是ぞ
うりと指出く郎人よりせてれうきれどあるべきの時
よ御うりて紙指やぶきたりう
万寿二年閏六月廿日小右大臣内弁ゆく陣より付く
宣命見参とて指をかるへ陣のかるる小二位の中将
陣の座に成ぬ参ぬ大納言弁伝に警蹕をせられ
ぬ人くはみわえりをり指大納言の参議成ぬ
前よりて陣ようしやれう磨よりるえんの
左前よりは書うりけるみやそうよ長史拍隆宗朝臣来
わいく郎前よりはりへくりて是れぬ以礼と紙
きりを取それうやそて指をきる代弁伝に小く
うえみ小をりをせうるーりぐ御中りきれど
あはやそ世の人りひを
宮法大納言隆宗に中ぬよ加うりる年閏時の法法
法うまれる左さよとうりれぬ後うて裳束
うけうぐ長ひうげうて左序小きれりをる人宮法
右大臣とりて以平成ぬりを平をりきれぐ行うわ
ぐりをうをうぐくうれしわられ行をう
いづれの年ゆう白る平をる小進士判文為系源仲長り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まで勝寛と云ひあり　寛治の比大和記めされたり　尾張近江の国司
大蔵丞　ひさつ　ひさつ　ひさつ　ひさつ　ひさつ　ひさつ　ひさつ
ひさつ

周宴ハ弘仁年中よりこの方ハ
てはべりけれど傳えうしなひ
きゆきてくるべきなるべしとぞ
なりてはべりける
ありあけのつきをまちいでてこそ
ものはかなしけれ
ものはかなしけれ
ものはかなしけれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

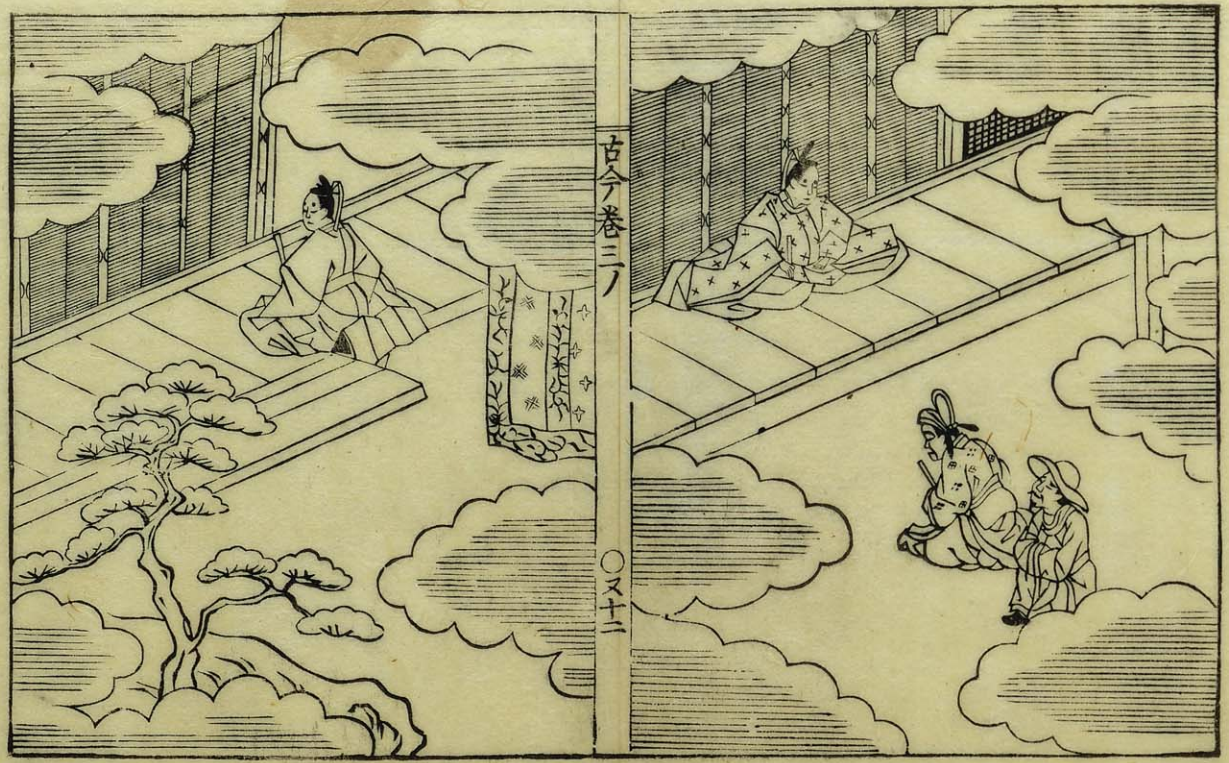

[illegible]

建久の比月輪の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大使の八幡中書王の中将ゆくゑ知り難き事なれども
きゝ給ふとかや法師皆その人成宮ゝ聖なる事上賀茂
の社を申て知り難き事なれども社家にてわらせ給ひ
つゝ御むりれまゐらせもけるかや
頃御位の御位の時贈ちをまゝびれきるたゝ家たゝ
長朝臣右位の御をゝ袍とりてらて白木代御倚子
ゆつきてらて上の御ますゝとそ志をる時ゆゝいまるゝ位
まて代をゝ御白小袖ゝ御ゝ御ゝ大内ゝ皆参上
人とそおされる事也ゝ御ゝ御倚子ゆつきて御ゝ
それえゝ御菓子并ゝの御ゝ御ゝ御ゝ

を御所真の手なりをり御貢舞と奏を御時重松
位参道一載とうち部人孝時大載を打をり御この家
あれおとゝびて代を御弦楽の家白ゆてあり御
を御光御家をへた奏れた管ゆくあり法師ゆ
おゝびて手くせをびくゝ御ゝ代をり法を胡飛出楽
御の百ありをり御ゝ代ゝ御ゝ御ゝ法ゝ上の
御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ刹舎を半拍ゝゝて遅鐘を
て掃部光親ゝと出つゝひて御書へゝられゝ家れゝ
ゝゝゝくなりをゝなん

古今著聞集巻之三終